

# 所有権解除依頼について

- ◎ 車検証の所有者欄が「ファーレン名古屋中央(株)」「ファーレン名古屋(株)」「ベントレー名古屋(株)」「(株)アイモーターレン」「(株)アイカーズ」「プレジャーカーズ株式会社」になっているお車の名義変更の為に必要となる弊社発行書類の申請方法をご案内いたします。

<手続きの流れ>

- ① 依頼(申し込み)……FAXでお願いします。
- ② 回答……FAXにて回答いたします。
- ③ 書類発行依頼……郵送にて返送いたします。

## ① 依頼(申し込み)

弊社指定書式にて「所有権解除照会並びに解除依頼書」と車検証の写し(必要に応じて住民票、戸籍謄本等)をFAXにて送信してください。

※弊社指定書式の依頼書にて依頼いただけない場合、貴社指定の依頼書等もご利用いただけます。

(但し、車検証の使用者ご本人様のご署名・ご捺印・本人確認書類添付と、所有権解除への委任が確認できる書式に限ります。)

その場合、回答についてのご案内がございますので、依頼の際は必ず電話連絡をお願いいたします。

## ② 回答

社内にて精査させていただきました後、所有権解除について意義の無い場合、FAXにて回答書を送信させていただき、ご回答とさせていただきます。

## ③ 書類発行依頼

所有権解除照会並びに解除依頼書に記載のある必要書類をすべて準備の上、郵送をお願いします。書類到着後、内容を確認し解除書類を返送いたします。

※必要書類等、詳細につきましては「所有権解除照会並びに解除依頼書」をご参照ください。

なお、ご不明な点につきましては、下記担当者までご連絡いただければ幸いです。

|         |   |             |         |
|---------|---|-------------|---------|
| 所有権解除窓口 | 愛知ダイハツ株式会社内   | ADWホールディングス | 所有権解除担当 |
| FAX番号   | 052-891-3025  | 今井          |         |
| 電話番号    | 052-891-3001  | 定休日:日曜 祝日   |         |
| 書類郵送先   | 〒 458-0847 愛知県名古屋市緑区浦里二丁目162<br>愛知ダイハツ株式会社内 ADWホールディングス 所有権解除担当 |             |         |

# 所有権解除照会並びに解除依頼書

(所有名義人)

殿 < アイカーズグループ各社 >  
【ファーレン名古屋中央株式会社】  
【ファーレン名古屋株式会社】  
【ベントレー名古屋株式会社】  
【プレジャーカーズ 株式会社】  
【株式会社アイモトーレン】

※スムーズな回答のために所有名義人は必ず記入下さい。

この度、私の使用する下記車両について販売店並びに利用信販会社等への所有権解除の照会(含む生産金額の確認)及び登録手続に関する一切の事項(登録書類作成・登録行為・第三者に対する登録及び譲渡書類の引渡)について右記必要書類を添えて依頼いたします。回答結果は、私に代わって下記受任者に通知いただきますようお願い致します。

依頼後において貴社にご迷惑が生じることがあった場合、私が責任をもって解決します。

(自動車の表示)

|      |       |       |    |
|------|-------|-------|----|
| 登録番号 |       |       |    |
| 車体番号 |       |       |    |
| 車名   | 登録年月日 | 初度登録日 | 型式 |
|      | 年 月 日 | 年 月   |    |

年 月 日

依頼者 (買主又は使用名義人)

住所 〒

氏名 (自署)

印

・上記車両の所有権解除並びに登録手続に関する一切の事項につき、依頼者と連名にて依頼し依頼後に於いて貴社に迷惑が生じることがあった場合、当社が責任を持って解決いたします。

年 月 日

受任者 (販売店・回答書送付先)

住所 〒

社名

役職

氏名

電話

下記の該当に☑を付けてください。

県内移転

県外移転

抹消

(必須) FAX

FAX番号が未記入の場合は、回答が送付できません

※営業時間外のFAX等着信分は、翌営業日以降の返信となりますのでご了承ください。

<愛知ダイハツ株式会社内 ADWホールディングス 所有権解除担当

> 〒 458-0847 愛知県名古屋市緑区浦里二丁目162 業務課

TEL052-891-3001

FAX052-891-3025

・所有権解除時必要書類 (証明書類はすべて3か月以内のもの)  
<所有権解除書類発行に必要な基本的な書類は、下記の通りです>

(1)別紙「回答書」

「所有権解除可能」とお答えしたことの確認に使用します。信販会社等ご利用の場合は信販会社様の完済証明を別途添付してください。

(2)車検証コピー

(3)当書面原本 (所有権解除依頼時のコピーは不可)

(4)使用者の印鑑証明書 (当書面に実印捺印の場合) コピー可

(5)個人のみ、使用者の写真付き公的証明書 (当書面に認印捺印の場合)

(6)使用者死亡の場合、「依頼者は相続の代表者」を記入し「死亡並びに相続代表者との続柄が確認できる公的書類」が必須となります。

(4)(5)については A、車検証住所と公的証明書が一致しない場合

※ご注意

・個人→住民票・除票(マイナンバー記載なし)、戸籍の附票

・法人→登記簿謄本等

B、使用者名が合併・統合や結婚等で変わっている場合は同一性確認

・個人→戸籍謄本 (戸籍抄本)

・法人→登記簿謄本等

それぞれ提出をお願いいたします。

※ご提出いただく書類は所有権解除の照会並びに書類発行に利用いたします。

※当欄に該当しないものは、電話等で担当窓口へお問い合わせください。

・照会時にご本人様の承諾意思確認裏付け書類は必須です。

※ここに免許証等の写真付公的証明を置いて、本紙をコピーしてください。

(依頼者印は、実印・認印何れでも可)

※印鑑証明でのご依頼の場合は、右記「印鑑証明書」を○丸で囲み

この用紙と一緒にFAXしてください。(依頼者印は実印に限る)

印鑑証明書

・いずれの場合も、車検証記載事項と異なる場合は上記A・Bの裏付け書類も一緒にFAXを、お願いします。

・証明書類の本籍部分は、必要に応じて塗りつぶしてから送付願います。(但し、住所確認が可能な状態をお願いいたします。)

◎万一、FAX送信時に誤って第3者等へ送信されトラブルが発生した場合、送信元において、すべての責任を負っていただくこととなりますのでご注意ください。

発行No.

照会No.

# 所有権解除照会並びに解除依頼書

- < ADWホールディングスグループ各社 >  
 【ファーレン名古屋中央株式会社】  
 【ファーレン名古屋株式会社】  
 【ベントレー名古屋株式会社】  
 【プレジャーカーズ株式会社】  
 【株式会社アイモトーレン】

(所有名義人)

※スムーズな回答のために所有名義人は必ず記入下さい。

この度、私の使用する下記車両について販売店並びに利用信託会社等へ所有権解除の照会(含む生産金額の確認)及び登録手続に関する一切の事項(登録書類作成・登録行為・第三者に対する登録及び譲渡書類の引渡)について右記必要書類を添えて依頼いたします。回答結果は、私に代わって下記受任者に通知いただきますようお願い致します。

依頼後において貴社にご迷惑が生じる(自動車の表示)

|      |                     |       |          |
|------|---------------------|-------|----------|
| 登録番号 | 名古屋 123 あ 4567      |       |          |
| 車体番号 | W○○○○○○○○○○○○○○○○○○ |       |          |
| 車名   | 登録年月日               | 初度登録日 | 型式       |
|      | 和暦○○年 ○月 ○日         | 和暦○○年 | DBA-○○○○ |

年 月 日

依頼者 (買主又は使用名義人)

住所 〒

**ご本人の場合  
 現住所・氏名・捺印の上、印鑑証明書もしくは  
 免許証コピー(裏表)をご用意ください。**

氏名 (自署)

・上記車両の所有権解除並びに登録手続に関する一切の事項につき、依頼者と連名にて依頼し依頼後に於いて貴社に迷惑が生じることがあった場合、当社が責任を持って解決いたします。

年 月 日

受任者 (販売店・回答書送付先)

住所 〒

**ご本人以外の場合  
 同様の上、受任者欄にご記入ください。  
 必ず、TEL・FAX番号のご記入をお願い致します。**

下記の該当に☑を付けてください。

- 県内移転  
 県外移転  
 抹消

社名

役職

氏名

電話

(必須) FAX

FAX番号が未記入の場合は、回答が送付できません

※営業時間外のFAX等着信分は、翌営業日以降の返信となりますのでご了承ください。

<愛知ダイハツ株式会社内 ADWホールディングス 所有権解除担当  
 > 〒 458-0847 愛知県名古屋市緑区浦里二丁目162 業務課

TEL052-891-3001 FAX052-891-3025

・所有権解除時必要書類 (証明書類はすべて3か月以内のもの)  
 <所有権解除書類発行に必要な基本的な書類は、下記の通りです>

(1)別紙「回答書」

「所有権解除可能」とお答えしたことの確認に使用します。信販会社等ご利用の場合は信販会社様の完済証明を別途添付してください。

(2)車検証コピー

(3)当書面原本 (所有権解除依頼時のコピーは不可)

(4)使用者の印鑑証明書 (当書面に実印捺印の場合) コピー可

(5)個人のみ、使用者の写真付き公的証明書 (当書面に認印捺印の場合)

(6)使用者死亡の場合、「依頼者は相続の代表者」を記入し「死亡並びに相続代表者との続柄が確認できる公的書類」が必須となります。

(4)(5)については A、車検証住所と公的証明書が一致しない場合

※ご注意

- ・個人→住民票・除票(マイナンバー記載なし)、戸籍の附票
  - ・法人→登記簿謄本等
  - B、使用者名が合併・統合や結婚等で変わっている場合は同一性確認
  - ・個人→戸籍謄本 (戸籍抄本)
  - ・法人→登記簿謄本等
- それぞれ提出をお願いいたします。

※ご提出いただく書類は所有権解除の照会並びに書類発行に利用いたします。

※当欄に該当しないものは、電話等で担当窓口へお問い合わせください。

・照会時にご本人様の承諾意思確認裏付け書類は必須です。

※ここに免許証等の写真付公的証明を置いて、本紙をコピーしてください。

(依頼者☑は、実印・認印何れでも可)

※印鑑証明でのご依頼の場合は、右記「印鑑証明書」を○丸で囲みこの用紙と一緒にFAXしてください。(依頼者☑は実印に限る)

印鑑証明書

・いずれの場合も、車検証記載事項と異なる場合は上記A・Bの裏付け書類も一緒にFAXを、お願いします。

・証明書類の本籍部分は、必要に応じて塗りつぶしてから送付願います。(但し、住所確認が可能な状態をお願いいたします。)

◎万一、FAX送信時に誤って第3者等へ送信されトラブルが発生した場合、送信元において、すべての責任を負っていただくこととなりますのでご注意ください。

**回答書をFAXさせていただきますので必ずご記入をお願いいたします**